

【取組状況】

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	八戸市	十和田市	五戸町	贈上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング											・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 該当なし ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 4河川(新井田川、五戸川、奥入瀬川、明神川)
避難勧告等の発令基準	新井田川新井田川水位観測所、五戸川灰引川水位観測所において、以下の基準を参考として発令判断を行う。 (1)避難準備情報・高齢者等避難開始 ：氾濫注意水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合 (2)避難勧告 ：避難判断水位に達し、さらに水位上昇が予測される場合 ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を確認したとき (3)避難指示(緊急) ：氾濫危険水位に達し、さらに水位上昇が予測される場合 ・堤堤を確認したとき。	(1)避難準備情報・高齢者等避難開始 ：奥入瀬川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、今後水位が上昇し、氾濫危険水位に達する可能性がある場合 (2)避難勧告 ：奥入瀬川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、今後水位が上昇し、氾濫する可能性が高いと見込まれる場合 ・気象庁「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数表示図で、当該地区において赤色メッシュ表示がほとんどとなり、青森地方気象台に確認し、さらに流域雨量指数が上昇し、河川が氾濫する可能性が高い場合。 (3)避難指示(緊急) ：気象庁「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数表示図で、当該地区において赤色メッシュ表示がほとんどで、赤色メッシュ表示が多数あり、青森地方気象台に確認し、さらに流域雨量指数が上昇し、河川が氾濫すると見込まれる場合。	避難準備情報 ：気象予報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される場合 イ 災害の発生を想定し、事前避難準備することが適当である場合 ウ 上記の場合において、特に避難準備を要する災害時要援護者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき エ 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される場合 イ 災害を告知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合 ウ 避難指示 ：避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき イ 災害を告知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	(1)避難準備情報 ：気象予報・警報、土砂災害警報情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される場合 (2)避難勧告 ：ウ 上記の場合において、特に避難準備を要する災害時要援護者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき (3)避難指示 ：避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される場合 イ 災害を告知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される場合 ウ 避難指示 ：避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき イ 災害を告知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	(1)避難準備情報 ：洪水川西越水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお水位の上昇が予想される場合 (2)避難勧告 ：洪水川西越水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した状態、水位が堤防高を超えることが予想される場合 (3)避難指示 ：堤防の決壊や越水・漏水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	(1)避難準備情報 ：奥入瀬川の観測水位観測所の水位が、避難判断水位で5.6mに到達した場合、または、奥入瀬川の観測水位観測所の水位が氾濫注意水位3.8mを超えた状態で、急激な水位の上昇のおそれがある場合 (2)避難勧告 ：奥入瀬川の観測水位観測所の水位が、氾濫危険水位である1.1mに到達した場合、または、奥入瀬川の観測水位観測所の水位が避難判断水位6.6mを超えた状態で、急激な水位の上昇のおそれがある場合 (3)避難指示 ：決壊や越水・漏水が発生した場合、堤防高に到達するおそれが高い場合(越水・漏水の発生が確認されている場合) 異常な漏水・浸食の進行や、危険・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合、 ・河川管理者の緊急の被災支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)。	(1)避難準備情報・高齢者等避難開始： 奥入瀬川百石水位観測所の水位が水防団待機水位又は氾濫注意水位に達した場合等。(2)避難勧告：同水位が避難判断水位に達した場合等 (3)避難指示：同水位が氾濫危険水位に達した場合等	「避難勧告等のガイドライン」で避難勧告等の判断基準のひとつとして記載されている洪水警報の危険度分布を含む新しい気象情報の提供を開始した(5日先までの「警報級になる可能性」、危険度を色分けした時系列、大雨(浸水害)警報と洪水警報の危険度分布)。		・市町村の避難勧告等の発令基準策定のための指導・助言	
避難場所・避難経路	・小中学校、公民館等の公共施設、133施設を避難所として指定。(うち13施設は浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内であり、水害時は開設されない見込み。) ・既に公表されている馬淵川の浸水想定区域図と、H30.1月頃公表予定の新井田川の浸水想定区域図と合わせ、総合的に検討を加え、H30年度に公表できるよう準備を進めている。	・市ホームページにてハザードマップを公表している。 ・洪水ハザードマップは奥入瀬川周辺の町内会へ全世帯配布。	・ハザードマップ等を町HPにて公表 ・ハザードマップを全世帯へ配布。	洪水警戒河川等無いため、ハザードマップ等の作成はないが、大雨、地震災害に伴う溜池ハザードマップは作成し公表している。	・ハザードマップを全世帯へ配布。	避難所、避難場所の指定を行い、防災マップとして住民へ配布している。	ハザードマップを全世帯に配付し、町ホームページにも掲載している。	・平成29年3月に、指定避難所、指定緊急避難場所を指定し公示。 ・高瀬川(小川原湖)の計画規模における洪水ハザードマップは作成、配布済み。 ・風水害への備え、避難時の注意事項、避難場所、ハザードマップ(小川原湖)を記した、六ヶ所村防災ガイドブックを作成、住民へ配布済み。 ・避難所までの避難経路は未設定。		・市町村の指定避難所・指定緊急避難場所の指定に対する指導・助言	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援。 ・4河川(新井田川、五戸川、奥入瀬川、明神川)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
住民等への情報伝達の体制や方法	・避難指示等を発令した場合、防災行政無線、市広報車、消防による広報、HP、エリアメール、市安全安心情報センターサービスメールの他、報道機関の協力を得て情報伝達を行う。 ・災害時要援護者に対しては、上記の他、「八戸市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、電話連絡、FAX送付等を行い伝達する。また、予見される災害の規模によっては避難支援者が自宅を訪問して伝達する。	・避難情報の発令、避難所開設の情報は、防人情報の一環でHP・広報車・消防団車両により情報を伝達し、田十和田湖町地区においては同報系防災行政無線により情報を伝達する。また、エリアメールを通じて報道機関へも情報を伝達する。 ・避難の対象となる町内会、自主防災組織については会長に対して電話連絡し、避難対象地区への情報周知を図る。	町防災行政無線、町HP、町広報車、消防団広報、報道機関、ほっとスルメール、エリアメール等	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	・避難準備情報、避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線・HP・広報車・消防団車両による広報活動や、報道機関を通して実施。 ・民生委員の地域コミュニティとの協力・連携により、避難対象地区住民への情報周知を図る。	防災行政無線、HP、広報車、消防団車両、エリアメール、情報発信メール、報道機関等	・防災行政無線の屋内戸別受信機を町内全戸に設置済み。また、個別受信機の取扱い方法について、防災ガイドブックにより周知。 ・携帯電話については、エリアメールにより情報提供する。 ・村が防災行政無線で広報する内容については、村国際交流部局が運用するSNSにて、英文で掲載している。 ・必要に応じて、村CATVのL放送にて、状況や避難場所等を放送している。 ・自主防災会を持つ地区については、会長を通じて情報提供を行っている。	新しい気象情報は、気象庁HP等で住民に直接提供している。	・エリアメールによる避難勧告等情報、避難所開設情報の周知	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信
避難誘導体制	・市職員、消防職員、消防(水防)団員、自主防災組織等が、避難誘導を実施する。 ・発生時に市民が的確な避難行動をとることができるよう、早業から避難所の場所、避難準備、避難の心得等の広報活動を実施、周知徹底を図る。 ・災害時要援護者に対しては、地域の支援関係者が連携し、災害時要援護者名簿や個別の避難支援プランに基づき、避難誘導を行う。 ・浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設を抽出中。H29年度中に全施設のリスト化を目標。 ・要配慮者利用施設に対し、避難計画作成及び訓練実施の義務化について周知・説明を実施する。 ・避難計画作成のサポートを行う。	・職員、消防、消防団、町内会、自主防災組織、民生委員等と連携し、危険な地域からの避難誘導に努める。 ・要配慮者利用施設の避難計画作成をサポート。	・職員、警察、消防、自主防災組織等が避難誘導を実施	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 ・要配慮者利用施設の避難計画作成をサポート。	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・職員、警察、消防、自主防災組織等の連携し、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	行政、警察、消防署、消防団、地域(町内会、自主防災組織)の連携による。	・地域防災計画においては、村職員、消防団員が避難誘導を行うこととしている。 ・自主防災会を持つ地区については、会長を通じて協力を得ている。 ・東管理河川がある地区は、要配慮者が比較的多い。			住民への防災知識の普及と啓発のために、気象庁WS(大雨)や防災紙芝居等の教材を用意している。

② 水防に関する事項

項 目	八戸市	十和田市	五戸町	贈上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)	
河川水位等に係る情報提供	・青森県河川砂防情報提供システム(県HP)等から情報収集。 ・洪水予報、水位到達情報、水防警報について、三八地域県民局地域整備部河川砂防課から、市港河川課、防災危機管理課、消防本部に通知あり。(防水計画書による) ・消防本部から消防団長へ電話連絡。その後、分団へ水防指令。	・消防団員、職員による目視確認及び観測サイトでのリアルタイムによる情報収集。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話、メール等で、消防団員に連絡する。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。 ・水防団事務局職員より直接消防団へ連絡。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・警戒河川はないが、目視による確認及び情報収集。 ・消防団事務局職員が、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。	・目視による確認及び観測サイトにてリアルタイムによる情報収集。 ・消防団事務局職員が、各水位超過ごとに、電話連絡、メール等で、消防団に連絡する。	・戸領川については水位計が設置されているため、県防災情報ネットワーク等により水位を確認。 ・その他の河川については、役場職員、自治会等が現場を確認。 ・消防団事務局から電話連絡により消防団に連携を連絡。			・河川管理者が基準観測所の水位により水防警報河川において水防警報、水位周知河川において水位到達情報を発表。
河川の巡視区間	・出水後、災害箇所確認のため、市管理の準用河川のバトロールを実施。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員・水防団が水防警報が発令された区間のうち過去の被災経路を元にして巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員・水防団が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・職員・消防団が巡視を実施している。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて巡視を実施。 ・職員が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・各水防団の受け持ち区間について、出動指令を受けて(又は自主的に)巡視を実施。 ・職員が水防警報が発令された区間を主として巡視を実施している。	・職員が巡視を実施。 ・消防団事務局から電話連絡により消防団に巡視を連絡。 ・水防団(消防団)各分団の所管地区の河川について、巡視を実施。			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	
水防資機材の整備状況	・馬淵川・新井田川水防センターに水防資機材を備蓄。毎年配備状況の確認と補充を行う。 ・有効な水防資機材の情報収集を行い、実効性があるものについては配備を検討する。	・防災倉庫に水防資機材をストック	倉庫及び各消防団(水防団)とんしょにおいて、水防資機材をストック	・防災倉庫に水防資機材をストック 土のう150袋、シート10枚 等	・防災倉庫に水防資機材をストック 土のう200袋、シート100枚	・防災倉庫へ土のう袋、吸水土のうを備蓄。	・六ヶ所消防署(本署、北分署、南分署)に土藁、ブルーシートなどの水防機材を備蓄。 ・備蓄倉庫には水防機材は特に整備していない。 ・内水氾濫時には、消防団ポンプ車や可搬型ポンプを活用して、消防団が排水活動を行っている。				・各地域整備部毎等に水防機材を備蓄。	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・現状の浸水想定区域内に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設なし。	該当なし	・対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・浸水が想定される区域に対象となる施設はない。	・役場庁舎については周囲に河川はない。 ・治地区明神川については、役場出張所、診療所、保育所などの公共施設が立地する区間があるほか、住宅が密集する区間がある。				

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	八戸市	十和田市	五戸町	贈上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水機場ごとに操作要領を作成。(災害対策のため、遠隔操作・監視設備を整備予定。) ・ポンプ車による内水排除訓練を実施。(下長ポンプ場にて)	・協定締結先の建設業協会へ依頼し排水作業を実施。 ・市で排水作業を実施。 ・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	消防団(水防団)の消防ポンプ等を活用した排水作業を実施	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	・協定締結先の民間業者等へ依頼し排水作業を実施。 ・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	・消防団の消防ポンプを活用した排水作業を実施。	・協定締結先の民間業者等へ依頼し排水作業を実施。 ・消防団が排水ポンプを設置し排水作業を実施。	・村では特に排水施設、設備の配備は無し。 ・内水氾濫時には、村消防団のポンプ車や可搬型ポンプを活用して排水活動を行っている。			・排水施設の配備は無し。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。

【課題】

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	八戸市	十和田市	五戸町	階上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング		・情報提供された水位がどの程度危険なものかを判断する材料に乏しい。						・戸鎖川については水位計が設置されているため、水位を把握することが可能。また、上北地域県民局より水防指令が通知される。 ・その他河川については、役場職員、消防団、自治会等が現場を確認しなければ状況を把握することができない。 ・台風のように、大雨だけではなく、風害や土砂災害等の状況になると、国、県、消防、報道機関などへの対応に追われ、必要な情報を見逃す可能性がある。			・河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 該当なし ・河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 4河川(新井田川、五戸川、奥入瀬川、明神川)
避難勧告等の発令基準	・現在、発令基準の定められていない洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、明確な発令基準を定める必要がある。 ・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川については、水位、状況を逐次把握することが困難。 ・河川管理者等の関係機関と連携してタイムラインの作成やブラッシュアップが必要。	・避難情報の発令に対して、発令基準(水位、降雨、気象状況など)はあるが、今後の気象状況によっては発令を早める、遅らせるなどの定めがない。 ・河川管理者等の関係機関と協同してタイムラインの作成やブラッシュアップが必要。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が定められていない。※現在見直し作業中	・避難勧告等の発令に対しては、この他に河川水位、潮位及び土砂災害警戒情報等に基づく、具体的な基準を早急に定めることとなっているが、まだ定めていない。	・避難勧告等の発令に対して、明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が定められていない。 ・河川管理者等の関係機関と協同してタイムラインの作成やブラッシュアップが必要。	平成29年度に避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルの改訂を行ったため、今後はマニュアルの運用・活用方法が課題となる。	昨年度の岩泉町等の想定外の出来事を受け、平成28年度末に、おいらせ町では、より明確な避難判断を作成した。今後は作成した新たな判断水位のよりよい活用が課題となる。	・避難勧告等の発令に際して、明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が定められていない。 ・タイムラインが作成されていない。 ・夜間に避難行動を指示することはなるべく避けたいとの認識はあるが、具体的な判断基準が定められていない。	防災担当者や住民に対する新しい情報の更なる理解促進に努める。	避難勧告等の発令基準が未策定の市町村がある。	
避難場所・避難経路	・大規模氾濫など広範囲の浸水時には隣接する市町村間の広域避難計画の策定や住民への周知が必要。 ・新ハザードマップをもって、各地域へ防災教育、防災知識を普及させる必要があると思われるが、それを行う体制が必要。	・大規模氾濫など広範囲の浸水時には隣接する市町村間の広域避難計画の策定や住民への周知が必要。	・避難場所等の見直しが必要。※現在見直し作業中 ・避難経路等が未作成。		・大規模氾濫など広範囲の浸水時には隣接する市町村間の広域避難計画の策定や住民への周知が必要。	今後、避難所の変更等が発生するため、防災マップの改訂が必要になってくる。	水害による避難訓練を今年度実施予定であり、その訓練から得られる課題を解決していきたい。	・対法改正に伴う指定避難所、指定緊急避難場所の考え方については、住民に対して継続して説明していく必要がある。 ・上記に伴い、ハザードマップを修正する必要がある。 ・県管理河川については洪水予測が示されており、避難場所や避難経路を示し、住民へ周知することができない。	指定避難所・指定緊急避難場所を未指定の市町村がある。	指定避難所・指定緊急避難場所を未指定の市町村がある。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 ・4河川(新井田川、五戸川、奥入瀬川、明神川)において、今後5年間を目標に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成公表。
住民等への情報伝達の体制や方法	・避難指示等を発令しても、避難行動に結びつかないことが多く、防災について意識啓発が必要。	・消防団は水防活動に従事した場合、広報活動に参加できない。 ・避難情報の対象地区の範囲の決定。 ・膨らみ情報メールの利用登録者の増加対策。	・防災行政無線は、悪天候や住宅の気密化などにより聞き取りづらことがある。 メール配信やHP情報では高齢者世帯等への情報伝達手段としては不十分である。	・災害情報を発表・公表しているが適切な行動へ結びついていない。 ・理解しやすい情報提供が必要。 ・エリアメールや情報発信メール、WEBによる情報発信を行っているが利用者が限定されている。	・理解しやすい情報提供が必要。 ・エリアメールや情報発信メール、WEBによる情報発信を行っているが利用者が限定されている。	防災行政無線が聞こえなかった場合に放送内容を聞くことができるテレホンカイドを整備しており、広報活動も行っているが、住民の認知度が低い。	平成29年度中においらせ町全エリアの防災行政無線のデジタル化を完成させる予定であり、その後は、細かいエリア設定での周知が可能となるため、その運用方法等をよりよくしていくことが課題である。	・深夜における防災行政無線での避難指示等の広報は極力避けるべきと考える。 ・エリアメール、フェイスブック、L字放送による広報は、使用方法に精通した職員の対応が必要。 ・広報文については、防災情報の知識がない方に対しても、現状や求める行動をわかりやすく伝える必要がある。	・要配慮者施設等に対する情報伝達の方法 ・災害時における防災HPと県HPの連携	・水位情報、河川監視カメラ映像の情報をリアルタイムで公開 ・洪水お知らせメールにより水位などの情報発信	
避難誘導体制	・要配慮者利用施設に対する避難計画作成・訓練実施の指導、及び市から施設に対する情報伝達訓練について、関係機関を交えて、どのように効率的かつ確実に行うことができるか、調整が必要。 ・訓練実施状況を把握するための仕組みづくりが必要。	・発災時に地域住民が適切な行動をとることができるよう、避難や備蓄に関する知識の周知を図る必要がある。 ・職員、水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。 ・防災行政無線等の老朽化。	・発災発生時には、左記の団体等が避難誘導を実施することになっているが、実際に被災した場合に、団体間での連携不足が懸念される。 ・要配慮者施設の避難においては、施設外の団体との協同した訓練が不足していると感じる。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・職員、水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・職員、水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	・発災時に地域住民が的確な行動をとることができるように避難の心得等の周知徹底を図る必要がある。 ・職員、水防団員等の役割を明確にしておく必要がある。	要支援者に対する避難誘導体制が課題である。	・村職員については避難所の開設や運営、また、消防団は現場監視や内水への対応などから、住民誘導にあたる人員数の確保が課題。 ・状況が悪化する前の自主避難など、住民に対する防災教育が必要。 ・地域の避難行動要支援者への対応が課題であり、速やかな情報提供が必要である。	防災教育を気象台職員だけで取り組んでいく事は難しい。避難勧告・避難指示(緊急)が発令されても避難しようしない住民が大半居る現状を、年に数回の出前講座だけで解決出来るとは考えられない。協議会の取り組みの中で、学校の教員や企業に対してどうしたら避難していただけるのか話し合いをもてれば良いと考える。		

② 水防に関する事項

項目	八戸市	十和田市	五戸町	階上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
河川水位等に係る情報提供		・県管理河川でも水位計が設置されていない河川の方が多い。また、市管理河川は水位計もカメラも設置されていない。 ・水防上の危険(氾濫、越水)箇所に水位計が設置されていないため、避難情報のタイミングが他の場所の情報からの推測となる。 ・優先的に水防活動を行う箇所の特定が難しい。	水位計等設置箇所が少ない		・水位計がない河川が多い。	水防に関しての知識、経験が乏しい。		・戸鎖川以外には水位計が設置されていないため、河川管理者から通報連絡が来ない。 ・水位を確認するために現場を確認しなければならないが、深夜の水位確認は難しく、暴風時などは巡視に危険も伴う。			・河川管理者が基準水位観測所の水位により水防警報河川において水防警報、水位周知河川において水位到達情報を発表。
河川の巡視区間		・河川水位確認、土の溜り、情報周知、危険箇所の巡視などの作業が同時に発生するため、活動箇所が多くなると水防団だけでは対応が出来ない可能性がある。 ・水防団としての専門的な知見や技術を習得する機会が少ない。 ・水防団員の減少、高齢化が進み集合(出勤まで)に時間がかかる。	・水防団の人員不足 ・水防団員の高齢化 ・水防団員の被用者率増加による日中の活動人員不足		・水防団の専門的な知見や技術を習得する機会が少ない。	水防に関しての知識、経験が乏しい。		・出勤を指示しても即時に活動できる団員が限られている。 ・水防に係る技法や知見などを習得する機会が少ない。 ・水防、自然災害のほか、原子力防災訓練、コンビナート防災訓練など、消防団には様々な訓練への参加を依頼しており、消防団の負担が大きい。			・重要水防箇所を公表し重点的に巡視。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。
水防資機材の整備状況	・備蓄資機材の老朽化。	・防災倉庫が1ヶ所しかないため、流域全体(市内全域)に運搬する場合、時間がかかる。	資機材の老朽化、不足による災害時の対応力が不足する可能性がある。 倉庫等の不足		・防災倉庫が少ない、狭い。		資機材を活用した防災訓練の未実施。	・消防団ポンプ車や可搬型ポンプでの排水は、緊急的に実施しているもので本来の用途ではなく、ポンプ内部機構を損傷させる恐れがある。			・各地域整備部毎等に水防機材を備蓄。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応		・非常用電源による発電時間が短い。			・非常用電源、耐水性の確保が出来ていない。		想定外の雨量や未だ発表されていない3の洪水を考慮すれば、浸水想定に対象施設が入る懸念がある。	・役場庁舎周囲に河川はないものの、内水氾濫等が発生した場合は、非常用発電設備が水没する可能性がある。 ・泊地区明神川については、役場出張所、診療所、保育所などの公共施設が立地する区間があるほか、住宅が密集する区間があるが、浸水予想範囲や避難を判断する水位等がわからないため、避難勧告等の判断に苦慮している。			
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応		・非常用電源による発電時間が短い。			・非常用電源、耐水性の確保が出来ていない。		想定外の雨量や未だ発表されていない3の洪水を考慮すれば、浸水想定に対象施設が入る懸念がある。	・役場庁舎周囲に河川はないものの、内水氾濫等が発生した場合は、非常用発電設備が水没する可能性がある。 ・泊地区明神川については、役場出張所、診療所、保育所などの公共施設が立地する区間があるほか、住宅が密集する区間があるが、浸水予想範囲や避難を判断する水位等がわからないため、避難勧告等の判断に苦慮している。			

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	八戸市	十和田市	五戸町	階上町	新郷村	六戸町	おいらせ町	六ヶ所村	気象台	青森県(防災危機管理課)	青森県(河川砂防課)
排水施設、排水資機材の操作・運用							想定外の雨量に対する訓練による課題抽出及び対応が必要である。	・消防団ポンプ車や可搬型ポンプでの排水は、緊急的に実施しているもので本来の用途ではなく、ポンプ内部機構を損傷させる恐れがある。			・排水施設の設備はなし。 ・管理委託業者へ依頼し排水作業を実施。